

第 4 日

1. 令和4年12月15日午前10時00分招集
2. 令和4年12月15日午前10時00分開会
3. 令和4年12月15日午前11時17分閉会
4. 会議の場所 和水町議会議場

5. 本日の応招議員は次のとおりである。(12名)

1番 亀崎清貴	2番 千々岩繁	3番 木原泰代
4番 荒木宏太	5番 白木淳	6番 齊木幸男
7番 坂本敏彦	8番 竹下周三	9番 秋丸要一
10番 笹渕賢吾	11番 蒲池恭一	12番 高木洋一郎

6. 本日の不応招議員は次のとおりである。(0名)

なし

7. 本日の出席議員は応招議員と同じである。
8. 本日の欠席議員は不応招議員と同じである。
9. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	有働和明	書記	鴨川奈々
------	------	----	------

10. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町長	石原佳幸	教育長	米田加奈美
総務課長	石原康司	総合支所長兼住民課長	中嶋光浩
建設課長	中嶋啓晴	税務住民課長	松尾修
まちづくり推進課長	坂口圭介	保健子ども課長	宇野貴子
福祉課長	樋口幸広	商工観光課長	中原寿郎
学校教育課長	下津隆晴	農林振興課長兼農業委員会副会長	上原克彦
社会教育課長	池上圭造	特養施設長	前渕康彦
病院事務部長	高木浩昭	会計管理者	大山和説

11. 議事日程

- | | | |
|------|--------|---|
| 日程第1 | 議案第62号 | 和水町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について |
| 日程第2 | 議案第63号 | 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について |
| 日程第3 | 議案第64号 | 和水町職員の定年等に関する条例の一部改正について |
| 日程第4 | 議案第65号 | 職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について |
| 日程第5 | 議案第66号 | 和水町特別会計条例の一部改正について |
| 日程第6 | 議案第67号 | 和水町特定地域生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について |

- 日程第7 議案第68号 和水町下水道条例の一部改正について
- 日程第8 議案第69号 和水町簡易水道条例の一部改正について
- 日程第9 議案第70号 和水町簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第71号 令和4年度 和水町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第11 議案第72号 令和4年度 和水町国民健康保険事業会計補正予算（第4号）
- 日程第12 議案第73号 令和4年度 和水町介護保険事業会計補正予算（第3号）
- 日程第13 議案第74号 令和4年度 和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第75号 令和4年度 和水町簡易水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第76号 令和4年度 和水町下水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第16 議案第77号 令和4年度 和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第78号 令和4年度 和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第79号 令和4年度 和水町病院事業会計補正予算（第3号）
- 日程第19 議案第80号 熊本縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について
- 日程第20 議案第81号 指定管理者の指定について（三加和温泉ふるさと交流センター及び和水町緑彩館）
- 日程第21 議案第82号 指定管理者の指定について（和水江田川カヌー・キャンプ場）
- 日程第22 議案第83号 町道の路線廃止について
- 日程第23 議案第84号 町道の路線認定について
- 日程第24 議案第85号 工事請負契約の締結について
- 日程第25 議案第86号 和水町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第26 議案第87号 和水町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第27 議案第88号 和水町病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第28 議案第89号 和水町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第29 閉会中の継続審査について
- 日程第30 閉会中の継続調査について
- 日程第31 議員派遣について

開議 午前10時00分

○議長（高木洋一郎君） 御起立願います。おはようございます。

（おはようございます。）

御着席ください。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第62号 和水町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

○議長（高木洋一郎君） 日程第1、議案第62号「和水町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第62号「和水町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第63号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

○議長（高木洋一郎君） 日程第2、議案第63号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第63号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第64号 和水町職員の定年等に関する条例の一部改正について

○議長（高木洋一郎君） 日程第3、議案第64号「和水町職員の定年等に関する条例の一部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第64号「和水町職員の定年等に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第65号 職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について

○議長（高木洋一郎君） 日程第4、議案第65号「職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第65号「職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第66号 和水町特別会計条例の一部改正について

○議長（高木洋一郎君） 日程第4、議案第66号「和水町特別会計条例の一部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

10番 笹渕君

○10番（笹渕賢吾君） 議案第66号から議案第70号まで、似通った提案でありますので、内容について、お聞きいたします。

この提案理由として、地方公営企業法に規定する財務規定等を運用するためということで提案理由が述べられておりますが、これまでと違った変更をする理由、これまでとの違いをお聞きいたします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

建設課長 中嶋君

○建設課長（中嶋啓晴君） 公営企業法に求める簡易水道事業会計、下水道事業会計、特定地域生活排水処理事業会計、この部分が今までは特別会計という形で一般会計の繰り出し辺りをやって事業を行っているのですけれども、今後は財務諸表で公営簿記会計といった形で簿記会計のほうに移行するという形になります。一応、国のほうでは、令和5年度までに公営企業法に適用する財務会計にするという形で行ってまいりまして、理由としましては、国の指針に従って事業会計を公営企業会計法に基づいた事業会計に持っていくということになります。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかにありませんか。

10番 笹渕君

○10番（笹渕賢吾君） そうしますと、これを変更することによって町民にとっての不利益はあるのか、あればどういうことかということと、ないのかということですね。それから、地方自治体にとってはどのようなプラスとマイナスがあるかと、その点について、お聞きします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

建設課長 中嶋君

○建設課長（中嶋啓晴君） まず、町民の方々に不利益があるかということなのですが、それはないと思っております。町のほうとしては不利益があるかないかという形でありますけれども、メリットとしては町のほうとしては全国で事業会計法に基づいた簿記会計を行っているところ、それと小さい市町村ではこういう特別会計の事業会計を行っているところとありますけれども、今から公営企業会計に基づく簿記会計になりますので、ほかの市町村と同じ指針という形で料金と財務諸表も一律になるという形になりますので、事業の影響の部分が同じ指標で見られるという形になると思います。町のほうとしては事務量が増えると思いますけれども、今から国のほうでも財務諸表に従った提出書類といった形が出てくると思います。合わせていかなければ、こちらのほうも仕事のほうも支障が出てくるとなりますので、こういった形で持っていく形になります。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかにありませんか。

10番 笹渕君

○10番（笹渕賢吾君） 事務的な負担が増えるかもしれないということですが、そういっ

た意味では何らかのカバーするような形でやれる体制というのは、どういうふうにやられるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

建設課長 中嶋君

○建設課長（中嶋啓晴君） 今、2人体制で行っているところです。今後も、来年度辺りの人員的には必要かなという感じで思っているのですが、今、規定では3人体制で来年のほうはやっていければと建設課としては考えているところです。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第66号「和水町特別会計条例の一部改正について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第67号 和水町特定地域生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○議長（高木洋一郎君） 日程第4、議案第67号「和水町特定地域生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第67号「和水町特定地域生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。したがって、議案第67号は原案のとおり可決されまし

た。

日程第7 議案第68号 和水町下水道条例の一部改正について

○議長（高木洋一郎君） 日程第7、議案第68号「和水町下水道条例の一部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第68号「和水町下水道条例の一部改正について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第69号 和水町簡易水道条例の一部改正について

○議長（高木洋一郎君） 日程第7、議案第69号「和水町簡易水道条例の一部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第69号「和水町簡易水道条例の一部改正について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。したがって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第70号 和水町簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の制定について

○議長（高木洋一郎君） 日程第9、議案第70号「和水町簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の制定について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第70号「和水町簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の制定について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。したがって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第71号 令和4年度 和水町一般会計補正予算（第4号）

○議長（高木洋一郎君） 日程第10、議案第71号「令和4年度和水町一般会計補正予算（第4号）」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

1番 亀崎君

○1番（亀崎清貴君） 1番 亀崎です。

議案第71号の補正予算について。

5款、5つの項目について伺いたいと思います。

まず1つ目が14ページです。

14ページの民生費、社会福祉費の中の、今回、当初予算額から大幅に4,754万3,000円が増額されておりますが、いま一度、その理由をお尋ねいたします。

次に、15ページ、民生費、社会福祉費の中の後期高齢者医療会計繰出金の中が当初予算額から523万2,000円の減額補正と今回なっておりますけれども、その理由も併せてお伺いいたします。

次に、同じ15ページの中で、児童福祉費、こちらの保育園費の中に防犯カメラの設置の予算が上がっておりますけれども、神尾保育園の防犯カメラ設置に至った経緯、その目的、それから保護者辺りに対する説明等はどのようになっているのかをお尋ねいたします。

次に、19ページをお願いします。

19ページ、土木費、河川費、河川維持費の中の河川維持工事についてお尋ねします。この河川維持工事の該当する河川はどちらに河川になるのかというところと、どのような維持工事を行われるのかというのをお尋ねいたします。また、自然災害防止対策事業債の適用にはなるのか、ならないのか、併せてお答えをお願いします。

次に、20ページをお願いします。

20ページ、消防費、消防費の中の災害対策費、防災無線設備修繕料といたしまして154万9,000円が上がっておりますけれども、こちらは総務課長の御説明では蓄電池と御説明があったかと思うのですが、こちらのほうの修繕はどのように行われるのかということと、緊急防災事業債の適用にはならないのかということと併せてお答えをお願いいたします。

○議長（高木洋一郎君） では、まず14ページから、順次ページ数に沿って答弁を求めます。

執行部の答弁を求めます。

福祉課長 樋口君

○福祉課長（樋口幸広君） 亀崎議員の御質問にお答えいたします。

まず、14ページの3款民生費、1項社会福祉費の部分の今回の増額の部分でございます。今回の増額につきましては、新型コロナ電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用いたしまして、65歳以上の高齢者に1人1万円を給付するという事業を行うものとなっております。以上です。

○議長（高木洋一郎君） 今、金額は補正の4,700万円のところですよね。今のは2,700万円のところの説明でしたので、再度、繰出金。

福祉課長 樋口君

○福祉課長（樋口幸広君） 申し訳ございませんでした。

3目の高齢者福祉費の部分で介護保険事業会計の繰出金に19万6,000円、それと特別養護老人ホーム事業会計繰出金4,754万3,000円となっております。

まず、介護保険事業会計繰出金につきましては、今回、介護保険事業会計で補正を行っております人件費の増額に伴う繰出金の増額という形になっております。

続きまして、特別養護老人ホーム事業会計繰出金につきましては、これも同じく今回の特別養護老人ホーム事業会計の補正増に伴う繰出金の増額となっております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君）

特養施設長 前渕君

○特養施設長（前渕康彦君） 特別養護老人ホーム事業会計繰出金4,754万3,000円について、御説明申し上げます。

理由につきましては、待機者数の減少を背景とした入所者数の減少、それから新型コロナウイルス感染拡大による利用控え、そして人手不足による3部署から2部署への組織再編によるものです。

当初予算から比較しますと、長期入所で入所者数が8.5人減っております。一人頭400万円としまして、8.5人の減少で3,400万円の減少になります。

次に、短期入所（ショートステイ）につきましては、1,400万円の減少です。受入れを現在中止しているところです。

それからデイサービスにつきましては、当初予算からしまして利用者数が1人減となっております。

まして、1人当たり200万円の減少の1人分ということでマイナス200万円、この3つを足しまして約5,000万円程度が減額となっているところでございます。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） 次、後期高齢者医療会計繰出金の件です。

税務住民課長 松尾君

○税務住民課長（松尾 修君） ただいまの亀崎議員の御質問にお答えします。

3款民生費、1項社会福祉費、7目後期高齢者医療費の523万2,000円の減額についてですが、こちらのほうは説明のほうに記載してあります後期高齢者医療会計の繰出金の減額になります。

内訳としましては、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業という事業が後期高齢者会計のほうでございまして、これには、人件費として保健子ども課の専門職員の人件費、保健師ですけども、445万円と税務住民課の専門職の人件費、これは2人分になります、532万7,000円が合計で977万7,000円、こちらを当初、一般会計で繰り入れて、そのうちの後期高齢者への532万7,000円を繰り出すということで予算を組んでおりました。総務省の指示に基づき、12月の補正で後期高齢者会計で977万7,000円を繰り入れ、逆に繰出金の分を532万7,000円繰り出すことにしております。その差額の税務住民課の職員分532万7,000円を一般会計で繰り入れていたものを逆に後期高齢者の繰り出しということで減額しております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） 次に、防犯カメラの件です。

保健子ども課長 宇野君

○保健子ども課長（宇野貴子君） 亀崎議員の御質問にお答えします。

保育園の防犯カメラ37万円を計上した経緯ですけども、最近におきまして神尾保育園のほうの御近所の方から不審者の情報が数件入ったということが挙げられたのが主な原因です。

それから、この防犯カメラをつけることによりまして、子どもたちの送迎時にも分かるようになりますので、スムーズに行えるというところで上げております。

内容としましては、3台、正門を入るところに1台、それから調理室に1台、裏のほうです、それから職員室のほうから園庭が見えるようなところでカメラを1台というところで上げさせていただきます。

保護者につきましては、予算が通りましてから、各自しっかりとお知らせをしていこうと思っ

ているところです。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） 次は19ページです。

建設課長 中嶋君

○建設課長（中嶋啓晴君） 19ページの8款の河川維持費のところになります。

2,600万円の当初予算で上げておりました。内訳としましては、2,000万円分が緊急浚渫事業債、主に河川掘削の予算で取っております。それと残りの600万円が町の河川の維持費として当初予算を取っております。

今回230万円の予算の補正をした部分ですけれども、この部分は緊急浚渫事業債とは別、単独の町河川の維持費となります。内容としましては、河川の草刈り、それと小さい災害が今年は多ございました。災害に該当できない部分の小さい部分の河川の崖が崩れた部分を少しやり直した部分とか、こういったものを数が多かったものだから補正予算をしているところです。

以上です。

○議長（高木洋一郎君）

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君） それでは、20ページの消防費の災害対策費、防災無線修繕料の154万9,000円、こちらについてお答えいたします。

まず、こちらのほうは予算書にもありますように一般財源の活用ということで緊急防災事業債のほうには該当しないというのが1点あります。

それと、あと修繕の内容になりますが、蓄電池というのが主なものになります。蓄電池のほう屋外の子局のほうの蓄電池が1か所、それと1点、荒尾消防署の指令室のほうに遠隔装置を入れておりますので、そちらのほうの蓄電池が1か所、合計で102万円が蓄電池の部分となります。

もう1点が、今年8月頃から防災無線の音声が届かなくなる状態がありまして、中岳のほうの予備機のほうも修繕が必要となったということで、その部分が52万8,000円あります。合計で154万9,000円の防災無線の修繕料となります。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑ありませんか。

1番 亀崎君

○1番（亀崎清貴君） 各課長、御答弁いただき、ありがとうございます。

まず、先ほど14ページの民生費、特養の繰り出し金については、入所者減、それから利用減、また、ショートステイの休止等で今回4,754万円が増額という形で繰り出されておられますけれども、この利用者が減った背景について、施設長でもいいですし、執行部のほうでどのように捉えていらっしゃるのか、また、今後そういった利用者のほうが増加する見込みといたっては考えていらっしゃるのか、お尋ねいたします。

次に、民生費の保育園費についてですけれども、先ほど宇野課長のほうから、御近所の方から不審者等の相談が寄せられた結果、今回3か所に防犯カメラを設置されるということですが、その御近所の方からの不審者の相談については警察との連携、警察への通報、そういったのはなされているのか、その不審者が出たよということについて保護者の方とか、そういった方々に対しての周知等は図られたのか、お尋ねいたします。

それから19ページの土木費、河川費の維持工事について、緊急浚渫については今回該当しないと中嶋課長はおっしゃられましたけれども、こちらは自然災害防止対策事業債も対象外ということですか、お尋ねいたします。

以上でございます。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

特養施設長 前淵君

○特養施設長（前淵康彦君） 2点あったかと思いますが。利用者減の背景、そして今後の見込みということでもよろしかったでしょうか。

まず、利用者減の背景でございますけれども、こちらにつきましては待機者数が現在少なくなっております、現状15人の待機となっております。これまでの推移を見ますと、平成25年度が89人、平成29年度が47人、令和4年度の当初が34人ということでございまして、現在は15人ということで、まずはこういった待機者数が減っている状況の中であるということなのです。

そして、一番大きいのは人手が不足しているものですから、3部署を2部署にした関係で、それまでの入所の受入定員というのが長期で110床110人であったのですけれども、それを2部署にしましたので84人がマックスになるという定員状況でございます。現在、稼働率91.7%で運営しております、今日現在で81人の方に御入所いただいているところです。

今後の見込みでございますけれども、今後につきましては、やはり和水町の75歳以上の人口というのは2025年で2,337人と見込んでおります。また、2040年までは緩やかに減少するということで、一定の75歳以上の方がいらっしゃるの見込んでございまして、2040年で2,196人と見込んでおります。この中の一定割合の方が要介護3ということで、そういう方々が特養の入所の希望をされてくると見込んでおりますので、まだまだ需要のほうはあり、責任を持って対応しなければならないと思っております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） 次。

保健子ども課長 宇野君

○保健子ども課長（宇野貴子君） 亀崎議員の御質問にお答えいたします。

警察のほうに通報されたかということなのですが、すみません、私のほうもそこまでは状況のほうを把握はしておりません、ただ神尾保育園がお休みのときに見かけたというところで、多分、警察のほうには通報はなかったと思います。すみません、情報は確かではないですけど。

それから保護者の交に対しての注意喚起というところでは、LINEとかを使って注意喚起のほうは促してあります。

以上です。

○議長（高木洋一郎君）

建設課長 中嶋君

○建設課長（中嶋啓晴君） 19ページの河川維持費のことで、緊急浚渫事業債の充当できないかという御質問だったと思います。河川事業債に該当できるのが河川掘削のみという形になります。

○議長（高木洋一郎君） 自然災害。

○建設課長（中嶋啓晴君） 河川事業の中の自然災害部分はまた別メニューになります。これはあくまでも維持管理、手直し辺り、こういったものの事業で補正予算を230万円増額させたという形になりますので、一般財源とさせていただいております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかにありませんか。

1番 亀崎君

○1番（亀崎清貴君） 答弁ありがとうございます。

なるだけ費用を考えていただきながら、職員の皆さんは本当に一生懸命、いろいろな起債と地方債を考えていただきながら当たっていただいていると思いますけれども、今後も補正ですとか当初予算を組んでいけますけれども、その辺を留意していただきながら、よりよい事業運営をしていただければと思います。

また、神尾保育園については、警察のほうに対して通報はされていないということでございますけれども、やはり設置する下津田区の住民の方々ですとか、また警察等々と連携を密にしながら、今後、防犯カメラも設置されるのであれば、やはりその辺も地区の方々にも周知を図りながら、円滑に保育園の運営に当たっていただければと思います。よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第71号「令和4年度和水町一般会計補正予算（第4号）」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。したがって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第72号 令和4年度 和水町国民健康保険事業会計補正予算（第4号）

○議長（高木洋一郎君） 日程第11、議案第72号「令和4年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第4号）」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第72号「令和4年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第4号）」は、原案のとおり

決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高木洋一郎君) 起立多数です。したがって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第73号 令和4年度 和水町介護保険事業会計補正予算(第3号)

○議長(高木洋一郎君) 日程第12、議案第73号「令和4年度和水町介護保険事業会計補正予算(第3号)」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(高木洋一郎君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(高木洋一郎君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第73号「令和4年度和水町介護保険事業会計補正予算(第3号)」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高木洋一郎君) 起立多数です。したがって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第74号 令和4年度 和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算(第3号)

○議長(高木洋一郎君) 日程第13、議案第74号「令和4年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算(第3号)」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

11番 蒲池君

○11番(蒲池恭一君) 11番 蒲池です。

先ほど亀崎議員からもありましたけれども、一般会計繰入金が4,754万3,000円、今年度1億5,307万3,000円ということで、多分、今までで一番最高ではないかと思います。

そこで、近年のコロナ対策以外で一般会計繰入金が幾らあったのか、お聞きしたいと思います。

○議長(高木洋一郎君) 執行部の答弁を求めます。

特養施設長 前淵君

○特養施設長(前淵康彦君) 蒲池議員の御質疑にお答えいたします。

平成28年度から申し上げます。平成28年度が4,826万8,000円、平成29年度が4,793万2,000円、平成30年度が2,428万4,000円、平成31年度が418万1,000円、令和2年度が894万6,000円、令和3年度が6,509万7,000円、今回の12月補正の案の段階でコロナ交付金を引きますと、1億3,161万

4,000円、いずれもコロナ交付金を引いて、そして災害復旧が一部ございましたので、それを引いた額でございます。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑ありませんか。

11番 蒲池君

○11番（蒲池恭一君） 11番 蒲池です。

この予算書を見ますと、サービス収入が2億6,711万1,900円とサービス収入の次の6,400万円、トータルしますと3億3,000万円近く、それに比べまして一般管理費が5億円近くかかっているわけですよね。この時点で、もう経営は成り立たないということなのですよ。

確かに110床から今84床にされています。今年度こうやって赤字が出たのはしょうがないということも分かりますけれども、私は町長に御提案したいと思います。来年度の予算の中で経営コンサルタント、やっぱりどこの施設も80床ぐらいでされているところがあります。そんな中で、まずは特養施設長もまだ就任されて4月からですので、それは本当に分からないと思います。本人は一生懸命頑張られていると思いますけれども、そういう経営コンサルタント等を入れながら、そしてまた施設長並びに施設で仕事をしている方々もしっかりと研修していただいて、やっぱり経営の安定化、一般財源の繰入金を少しでも抑えていただくように努力したいと思いますけれども、その中で経営コンサルタント等を来年度入れていただければと思いますけれども、町長の御見解をお聞きしたいと思います。

○議長（高木洋一郎君） 答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

今申し上げましたように繰出金が年々増加して、昨年の倍の額に今年度はなっております。御指摘のとおり医療福祉コンサルタント等がございますので、その辺りの検討を進めたいと思います。当然、経営改善に努める必要はございますので、担当課と話をしながら最善の策を探してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君）

11番 蒲池君

○11番（蒲池恭一君） 11番 蒲池です。

先日、全協の中でも申させていただきましたけれども、我々も議会議員として一般財源の繰入金がこれだけ増えてきますと、やっぱり町民の皆さん方から何でそこまで繰入れがあるかということで、我々議会といたしましても常任委員長辺りに申しながら、そして議会としても、この経営改善に向けて共に進んでいかなければと思います。それが何より新しく施設をつくるための重要不可欠なことではないだろうかと思っておりますので、町長が先ほどしっかりと検討しながら進めていくということでしたので、その折には我々のほうにもしっかりと御説明等をしていただきながら取り組んでいただければと思います。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第74号「令和4年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第3号）」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。したがって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第75号 令和4年度 和水町簡易水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（高木洋一郎君） 日程第14、議案第75号「令和4年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第2号）」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第75号「令和4年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。したがって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第76号 令和4年度 和水町下水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（高木洋一郎君） 日程第15、議案第76号「令和4年度和水町下水道事業会計補正予算（第3号）」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(高木洋一郎君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第76号「令和4年度和水町下水道事業会計補正予算(第3号)」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高木洋一郎君) 起立多数です。したがって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第77号 令和4年度 和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算(第2号)

○議長(高木洋一郎君) 日程第16、議案第77号「令和4年度和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算(第2号)」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(高木洋一郎君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(高木洋一郎君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第77号「令和4年度和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算(第2号)」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高木洋一郎君) 起立多数です。したがって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第78号 令和4年度 和水町後期高齢者医療事業会計補正予算(第2号)

○議長(高木洋一郎君) 日程第17、議案第78号「令和4年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算(第2号)」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(高木洋一郎君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(高木洋一郎君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第78号「令和4年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算(第2号)」は、原案のとおり

り決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高木洋一郎君) 起立多数です。したがって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第79号 令和4年度 和水町病院事業会計補正予算(第3号)

○議長(高木洋一郎君) 日程第18、議案第79号「令和4年度和水町病院事業会計補正予算(第3号)」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

10番 笹渕君

○10番(笹渕賢吾君) 3ページの病院事業費用の中のほうが医業費用、その中の2番目の材料費補正前が6,110万3,000円、補正が4,871万1,000円ということで、かなり多いように見えます。それで、その説明の中の薬品費、それから診療材料費及び給食材料費の増額、これは物価高騰によるものだと思いますけれども、4つほど書かれてありますが、それぞれどれくらいの物価高騰という、何%くらい上がるというようなことで計算されているのか伺います。

○議長(高木洋一郎君) 執行部の答弁を求めます。

病院事務部長 高木君

○病院事務部長(高木浩昭君) ただいまの笹渕議員の御質問にお答えいたします。

この材料費につきましては、主に薬品費、それから診療材料費ということで補正を上げています。実は物価高騰という要因よりも、昨年までは国から薬品等の支給という部分がありました。その部分が今年度に当たっては取扱いのルールが変わっておりまして、病院のほうで調達して、それを診療に使用するというようなことで、その分が当初見込んでおりませんで、その差額分を今回補正するということになっております。金額が大きくなっておりますが、薬品につきましては2,600万円、それから診療材料費については2,100万円というようにございます。この中には、補助事業であります部分で防護服等も調達に入れているところでございます。

以上でございます。

○議長(高木洋一郎君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(高木洋一郎君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(高木洋一郎君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第79号「令和4年度和水町病院事業会計補正予算(第3号)」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。したがって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第80号 熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少び規約の一部変更について

○議長（高木洋一郎君） 日程第19、議案第80号「熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第80号「熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。したがって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第81号 指定管理者の指定について（三加和温泉ふるさと交流センター及び和水町緑彩館）

○議長（高木洋一郎君） 日程第20、議案第81号「指定管理者の指定について（三加和温泉ふるさと交流センター及び和水町緑彩館）」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第81号「指定管理者の指定について（三加和温泉ふるさと交流センター及び和水町緑彩館）」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。したがって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第82号 指定管理者の指定について（和水江田川カヌー・キャンプ場）

○議長（高木洋一郎君） 日程第21、議案第82号「指定管理者の指定について（和水江田川カヌー・キャンプ場）」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第82号「指定管理者の指定について（和水江田川カヌー・キャンプ場）」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。したがって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第83号 町道の路線廃止について

○議長（高木洋一郎君） 日程第22、議案第83号「町道の路線廃止について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第83号「町道の路線廃止について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。したがって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第84号 町道の路線認定について

○議長（高木洋一郎君） 日程第23、議案第84号「町道の路線認定について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第84号「町道の路線認定について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。したがって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第85号 工事請負契約の締結について

○議長（高木洋一郎君） 日程第24、議案第85号「工事請負契約の締結について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第85号「工事請負契約の締結について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。したがって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

日程第25 議案第86号 和水町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

○議長（高木洋一郎君） 日程第24、議案第86号「和水町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

9番 秋丸君

○9番（秋丸要一君） 9番 秋丸です。

議案第86号から議案第88号は同じ内容だと思いますが、この変更内容について、再度お尋ねしたいと思います。

まず何か月分の昇給となるのか、2番目に昇給率のほうをお尋ねいたします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

まず、今回の3つの議案につきましては、特別職の期末手当の割合の変更になります。こちらのほうは当初提案のとき説明しましたとおり、令和4年度人事院勧告がなされまして、一般職の給与の改正のほうはなされております。それに準じまして特別職のほうの給与のほうも改正されることになりましたので、11月14日に特別報酬の審議会のほうを開きまして、そちらのほうに人事院の勧告に沿った期末手当の支給割合を引き上げていいかということで審議会のほうにかけております。その中で期末手当等の支給率を国の人事院勧告に準拠することに妥当ということで答申をいただいておりますので、それに基づいて今回条例案のほうを改正しております。

内容につきましては、国のほうが3.25か月分から3.30か月分、人事院勧告では0.05か月分の引上げがなされております。それに伴いまして、今回の答申によりまして、3.30か月分に、うちの特別職のほうも合わせるということにしましたので、条例からいきますと、今の条例では年間で2.4か月、1.2か月となっております。それから3.3か月分に上げますと、条例上では0.9か月分が上がるような形になります。伸び率でいきますと、条例による伸び率としましては37.5%ほどの伸びとなります。しかしながら、今申しましたとおり、今回は人事院勧告の勧告に基づいた伸びでいきますと3.25か月から3.3か月分ということで人事院勧告では0.05か月分で、伸び率でいきますと0.15%ぐらいの伸びとなっております。

今回は、先ほど言いましたように審議会のほうで、まずは特別職の期末手当を国のほうに1回合わせるということで答申をいただきまして、今回条例のほうを改正することとなっております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑はありませんか。

7番 坂本君

○7番（坂本敏彦君） 7番 坂本です。

議案第86号から議案第88号まで関連する部分もあるかと思っておりますけれども、まず近隣自治体の動向、それと前回の改定はいつ頃なされたのか、また、報酬審議会での反対意見はございましたか、以上3点について、お尋ねしたいと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

まず、近隣の様子でございますが、答申にもありましたように玉名管内4つと均衡を図ろうということで、和水町と南関町が同じ今の2.4か月分ということになっておりました。そのほかの玉東、長洲におきましては、人事院勧告の今でいきますと3.25か月分ということで年間となっております。

2点目の前回の委員会というのは平成23年の2月に行われまして、それから11年ぐらい、和水町のほうではこの審議会のほうは開かれておりません。すなわち、10年間ぐらいはこのままの条

例で行っておりました。

今回の審議会の中での意見としましては、5名の委員様を委嘱しまして、まず質問としましてはいつ頃開催されたか、今の質問と同じになりますが、本審議会はいつ頃開催されたかということで10年間されていないということをお答えしております。その後、なぜ今まで開催されなかったかというような御質問もございまして、その中でも、この審議というのは町長からの諮問によりますので、基本的には10年間、町長からの諮問がなかったということをお答えしております。

最後に、この意見の集約でございまして、5人の委員の皆様から十数年間、期末手当の支給率等を国等に準拠することなく据え置いてきた中で、今回こういった諮問を受けて改正することは妥当な改正であるということで、全員のほうから答申のほうをいただいております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

9番 秋丸君

○9番（秋丸要一君） 9番議員の秋丸要一です。

議案第86号「和水町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について」、反対討論を行います。

まず申し上げておきますが、私は人事院勧告を否定するわけではございません。

しかし、昨今の状況は、コロナ禍の中、食料品をはじめ、あらゆる物価高騰が町民の皆様方の家計を圧迫しています。また、来年1月から2月にかけてさらなる値上げが予想されています。年金生活者の方をはじめ、多くの町民の皆様の収入はなかなか上がらず、大変な状況の中で苦しんでおられるときに、自分たちだけ報酬を大幅に上げることは実態と逆行していませんか。町民の皆様には申し訳ないと思います。町民の生活の実態が全く理解できていないと思います。町民の安心・安全な暮らしを守るために、このようなときこそ町民と共に寄り添うのが私たち政治の役割ではないでしょうか。人事院勧告といえども、このような状況の下での給与や報酬の昇給はやめるべきではないかと思います。町民の皆様の御理解も得られないと思います。

よって、本議会上程の取り下げと延期を要望し、9番議員 秋丸要一の反対討論といたします。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

1番 亀崎君

○1番（亀崎清貴君） 1番議員 亀崎でございます。

ただいまの議案第86号の議案の賛成討論のほうをさせていただきます。

私は、先ほど総務課長の答弁にもございましたけれども、審議会において人事院勧告に基づき今回10年ぶりに審議会で改正され、その結果、これまで10年間という長きにわたり据え置かれた

結果、今回は上げることが妥当だろうという、その審議会の結果を判断させていただきます。

以上でございます。

○議長（高木洋一郎君） 他に討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第86号「和水町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について・」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。したがって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

日程第26 議案第87号 和水町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○議長（高木洋一郎君） 日程第26、議案第87号「和水町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

10番 笹渕君

○10番（笹渕賢吾君） これは期末手当の値上げだと思いますが、100分の20から100分の165に上げた場合、議員の期末手当というのはどれぐらい増えるのか、お聞きいたします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君） ただいまの御質問にお答えいたします。

現在の部分で単純に率だけでいきますと、議員1人当たりで年間で33万2,550円という試算のほうを出しております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

10番 笹渕君

○10番（笹渕賢吾君） 日本共産党の笹渕です。

議案第87号「和水町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について」、反対討論を行います。

この議案の提案理由は、国家公務員の特別職の期末手当に係る改定に準じて特別職の期末手当の支給割合を改める必要があるというもので、期末手当を100分の120から100分の165に、金額に

しますと33万2,500円値上げするというものです。

現在、ウクライナ情勢や世界的なコロナ禍で、町民の所得は厳しい状況になっております。高齢者は年金が減らされ、若者は非正規雇用が増加し、賃金が上がらず、物価高騰の中で厳しい生活を余儀なくされております。農家は生産者米価がこの3年間暴落し、来年の米作りに希望が持てない状況にあります。零細商工業者も所得が減少しております。こういう町民の厳しい暮らしの中で、今回の提案は認めることはできません。

この立場から、議案第87号に反対いたします。

○議長（高木洋一郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

7番 坂本君

○7番（坂本敏彦君） 議案第87号「和水町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について」、賛成の立場から討論をいたします。

議員の中にも子育て世代の方もいらっしゃいます。この情勢を考えると、どうなのかなという部分もありますけれども、やはり議員の中にも子育て世代で頑張っている方もいらっしゃるし、今後やはり若い議員の方々がこの議会の中に出てこられるには、やはり報酬の改定も必要ではないかと思うところでございます。

また、先ほど私が質問しましたが、報酬審議会の中でも答申をされておりますので、その辺も踏まえて私は賛成といたします。

以上でございます。

○議長（高木洋一郎君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第87号「和水町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。したがって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

日程第27 議案第88号 和水町病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

○議長（高木洋一郎君） 日程第27、議案第88号「和水町病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(高木洋一郎君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第88号「和水町病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高木洋一郎君) 起立多数です。したがって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

日程第28 議案第89号 和水町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

○議長(高木洋一郎君) 日程第28、議案第89号「和水町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長 石原君

○町長(石原佳幸君) 議案第89号「和水町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について」、御説明申し上げます。

和水町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を、次のように定める。

令和4年12月15日提出

和水町長石原佳幸でございます。

条例の中身でございますけれども、和水町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例。

和水町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

7. 令和5年1月1日から令和5年1月31日までの間、町長及び教育長の給料月額については、第3条の規定にかかわらず、同条の規定により支給されることとなる額から、その額の100分の10をそれぞれ減じた額とする。

附則、この条例は公布の日から施行する。

御提案申し上げます理由といたしましては、このたびの本庁職員の不幸事については、町民の皆様と行政との信頼関係を損なう極めて遺憾なことであり、当該事態に対する監督者としての責任を明らかにするため、町長及び教育長としての責任を果たしたい、これがこの条例案を提出する理由でございます。

以上になります。

○議長(高木洋一郎君) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(高木洋一郎君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(高木洋一郎君) 討論疑なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第89号「和水町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高木洋一郎君) 起立多数です。したがって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

日程第29 閉会中の継続審査について

○議長(高木洋一郎君) 日程第29「閉会中の継続審査について」を議題とします。

議会運営委員長から委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました閉会中の継続審査申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出がありました。お諮りします。

委員長から申出のとおり閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶもの多数)

○議長(高木洋一郎君) 異議なしと認めます。したがって委員長から申出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第30 閉会中の継続調査について

○議長(高木洋一郎君) 日程第24、「閉会中の継続調査について」を議題とします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によってお手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶもの多数)

○議長(高木洋一郎君) 異議なしと認めます。したがって各委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第31 議員派遣について

○議長(高木洋一郎君) 日程第31、「議員派遣について」を議題とします。

議員派遣については、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思えます。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶもの多数)

○議長(高木洋一郎君) 異議なしと認めます。したがって議員派遣の件については、お手元に

配付しましたとおり派遣することに決定しました。

○議長（高木洋一郎君） これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和4年第4回和水町定例議会の閉会に当たり、一言、御挨拶申し上げます。

去る12月9日の開会以来、7日間、議員各位におかれましては諸議案については真摯に御審議を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、熊本県の感染状況はリスクレベル2ではありますが、変異株が確認されています。季節性インフルエンザも徐々に確認されており、今後、同時流行も懸念されるため、本町においても引き続き基本的な感染防止対策を取り、一日も早くコロナ禍が終息することを願うばかりであります。

執行部におかれましては、町民の安全・安心を確保するため、引き続き十分な感染防止対策を講じられますようお願いいたします。また、今定例会において成立しました諸議案の執行については適切なる運用をもって進められるとともに、住民目線での行政に務められることをお願いして、閉会の挨拶とします。

これをもちまして、令和4年第4回和水町議会定例会を閉会します。

御起立願います。お疲れさまでした。

閉会 午前11時17分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

和水町議会議長

署名議員

署名議員